

令和3年2月1日答申

事件番号 令和2年(審)第4号

審査請求人 ○○○○

処分庁 大田区長 松原忠義

答 申 書

第1 答申の趣旨

審査庁は、処分庁が令和2年6月10日付けで審査請求人に対して行った令和2年度特別区民税・都民税税額決定に対し、審査請求人が行った審査請求を棄却すべきである。

第2 事案の概要

1 本件の概要

処分庁は、令和2年6月10日付けで審査請求人に対し、令和2年度の特別区民税・都民税につき、所得割を0円、均等割を5000円、合計5000円とする課税処分（以下「**本件処分**」という。）を行った。

本件は、審査請求人が、本件処分において所得割が0円とされているにもかかわらず、均等割が課税されていることが不服であるとして、審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行う事案である。

2 関係法令等の定め

本件に関する法令等の定めは、**別紙1**及び**別紙2**に記載したとおりである。

3 前提事実

(1) 過年度に係る別件処分

処分庁は、審査請求人に対し、平成29年6月12日付けで平成29年度特別区民税・都民税税額決定（以下、各年度における特別区民税・都民

税額決定について、「〇〇年度決定」という。)を行い、同決定に係る特別区民税・都民税税額決定(納税)通知書(以下、各年度に係る特別区民税・都民税税額決定(納税)通知書について、「〇〇年度納税通知書」という。)は、平成29年6月16日に審査請求人に到達した。

同様に、処分庁は、審査請求人に対し、平成30年6月11日付けで平成30年度決定を行い、平成30年度納税通知書は、平成30年6月15日に審査請求人に到達した。

さらに、処分庁は、令和元年6月10日付けで平成31年度(令和元年度)決定を行い、平成31年度(令和元年度)納税通知書は、令和元年6月14日に審査請求人に到達した(以下、平成29年度決定から平成31年度(令和元年度)決定を併せて「別件処分」という。)

(2) 審査請求人による確定申告

審査請求人は、令和2年3月13日、令和元年分の所得税及び復興特別所得税に係る確定申告(以下「本件確定申告」という。)を行い、その中で、上場株式等の配当等所得を37万1143円として申告した。

(3) 審査請求人による問合せ及び処分庁による説明等

ア 令和2年5月7日の説明

審査請求人は、令和2年5月7日、処分庁に対し、平成31年度(令和元年度)納税通知書について、電話による問合せを行った。

これに対し、処分庁は、平成31年度(令和元年度)納税通知書の記載に関し、審査請求人に対し、次の4点を説明した。

- ① 納税通知書の「摘要」欄に記載されている「新規課税」の示す意味
- ② 平成30年中の「合計所得金額」に基づき平成31年度(令和元年度)の特別区民税・都民税の均等割が課税されていること
- ③ 単身者であれば合計所得金額が35万円以下の場合には非課税となること

④ 100万円以下の非課税は給与収入の方の場合に該当すること

イ 令和2年5月8日の説明

処分庁は、令和2年5月8日、審査請求人に電話連絡し、再度、均等割が非課税となる基準、及び「100万円以下は非課税」の件については給与収入の方の場合に該当することを説明した。

これに対し、審査請求人は、処分庁に対し、本件決定に対する不服申立てに関する書類送付を依頼した。

処分庁は、令和2年5月11日、審査請求人に対し、審査請求に関する書類と、上場株式等の配当等所得に関する申告不要制度に関する案内書類を送付した。

(4) 別件処分に対する審査請求書の提出

審査請求人は、令和2年5月18日付けで、別件処分に対する審査請求書を審査庁に提出した。

(5) 本件処分

処分庁は、令和2年6月10日、審査請求人に対し、本件処分を行った。

(6) 本件処分に対する審査請求書の提出

審査請求人は、令和2年6月12日、本件処分に対する審査請求書を審査庁に提出した。

(7) 審査庁による却下の裁決

審査庁は、令和2年6月24日、審査請求人による前記(4)の別件処分に係る審査請求について、審査請求期間を経過した不適法な審査請求として、当該審査請求を却下する旨の裁決をした。

(8) 弁明書の提出

処分庁は、令和2年7月10日付けで、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

(9) 口頭意見陳述

大田区審理員は、令和2年8月24日、審査請求人及び処分庁担当者が出席した上で、これらの者による口頭意見陳述を受けた。

(10) 審理員意見書

大田区審理員は、令和2年10月5日付けで、審査庁に対し、本件処分に違法性はなく、これが不当であるともいえないとして本件審査請求を棄却すべきであるとの審理員意見書を提出した。

(11) 諮問

審査庁は、令和2年10月23日付けで、大田区行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対し、本件審査請求につき諮問を行った。

(12) 追加資料の提出

審査請求人は、令和2年11月10日付けで、審査庁に対し、追加資料を提出した。

第3 本件の争点

本件処分において、所得割を0円としつつ、均等割を5000円とした点は、各根拠法令等に照らして、違法ないし不当といえるか。

第4 争点に関する審査関係人の主張及び審理員の意見の要旨

争点に関する審査請求人及び処分庁の主張の要旨、並びに審理員の意見の要旨は次のとおりである。

1 審査請求人の主張の要旨

特別区民税・都民税の所得割額と均等割額とは、同じ所得金額によって算出されるはずである。そして、所得金額が35万円以下である場合、所得割額と同様、均等割額も0となるはずであるのに、均等割額が課税されている本件処分は違法であるので、その取消しを求める。

なお、納税通知書の摘要欄に「新規課税」と記載されているところ、「新規課税」とは、当該年度から新たに課税されるということであるから、その前年度は非課税であったということである。

2 処分庁の主張の要旨

本件確定申告によれば、審査請求人には同一生計配偶者及び扶養親族が存在しないので、本件処分に際し、審査請求人に対し均等割を課することができないとされるのは、「合計所得金額」が35万円以下の場合であるところ、審査請求人は、本件確定申告において、上場株式等の配当等所得を37万1143円と申告しており、他の所得はなく、また、上記上場株式等を取得するために要した負債の利子も見受けられない。

したがって、審査請求人の「合計所得金額」は、納税通知書の「合計所得金額」欄記載のとおり、37万1143円であり、均等割が課税されない金額(35万円以下)には該当しない。

なお、処分庁では、年度ごとに、当該年度の初回の課税において「新規課税」との記載を納税通知書の「摘要」欄に記載しているので、この記載は前年度の課税状況とは関係がない。

3 審理員の意見の要旨

法令等の定めによると、所得割額は「合計所得金額」から「所得控除額」の「控除合計」を差し引いた金額が課税標準額となり、その課税標準額に税率をかけて出された「算出税額」を基に決定するものであるのに対し、均等割額は、「合計所得金額」によって課税されるか否かが判定されるものである。

この点、審査請求人の令和元年の「合計所得金額」は、上場株式等の配当等の37万1143円であり、「控除合計」47万3412円がこれを上回ることから、所得割については、課税標準額が0となり、算出税額は0となるが、均等割については、審査請求人には、同一生計配偶者及び扶養親族が存在しないことから、均等割が課税されないのは、令和元年の「合計所得金額」が35万円以下の場合であるところ、上記のとおり、審査請求人の令和元年「合計所得金額」は37万1143円であるので、均等割が課税されない要件

を満たしていない。

したがって、本件処分は、各根拠法令に従い適正に判断されており、違法な点は認められない。

なお、処分庁から発出される納税通知書及び同封の説明書に、均等割が課税されない場合の判定基準に係る記載はなく、納税通知書の「摘要」欄の説明にも「新規課税」が何を意味するかという説明もないことから、審査請求人が主張するような誤解が生じる余地があることは否定できないが、納税通知書及び同封する説明書に全納税者の多様な疑問を想定した説明を網羅し尽くすことは困難である上、大田区ホームページにおいて、課税されない場合の要件が掲載されており、処分庁も、疑問を呈して問合せをしてきた審査請求人に対し、均等割非課税となる基準及び「新規課税」の内容につき説明をしている等の事情に照らすと、本件処分が不当であるということとはできない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、令和2年10月23日付けで審査庁である大田区長から行政不服審査法43条1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月16日、同年12月9日、令和3年1月8日及び同年2月1日に開催された審査会において、調査審議した。

第6 答申の理由

当審査会は、本件処分において、所得割を0円としつつ、均等割を5000円としたこと等について、違法又は不当とはいえないことから、本件審査請求は棄却されるべきであると思料する。

その理由の詳細は、以下のとおりである。

1 本件処分の違法性の有無

(1) 所得割額の算定方法

法令等の定めによれば、特別区民税・都民税のうち、所得割額は次の

方法により決定する。

すなわち、まず納税者の前年の所得に係る「合計所得金額」（総所得金額、退職所得金額、山林所得金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の合計額をいう。地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）23条1項13号、附則33条の2第3項、292条1項13号、附則33条の2第7項）を算定する。

次に、合計所得金額から、「所得控除額」の「控除合計」を差し引いて課税標準額を算定する。

そして、この課税標準額に税率をかけて算出した「算出税額」を基礎として決定する。

(2) 均等割額が課税されない場合の基準

均等割額は、定額で課税されるもので、個人都民税の税額は1500円、個人区民税の税額は3500円である（法38条、1条2項、310条、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号。以下「地方税の臨時特例に関する法律」という。）1条、2条）。

もともと、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下の場合、均等割を課することができないとされる（法1条2項、295条3項、24条の5第3項）。この合計所得金額は、前述のとおり所得控除を行う前の「合計所得金額」である。

均等割を課することができないとされる基準は、区市町村によって定められており、大田区では、同一生計配偶者及び扶養親族がない場合、「合計所得金額」が35万円以下であれば均等割を課することができない（大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）10条2項）。

(3) 審査請求人に対する所得割額及び均等割額

本件確定申告の内容によれば、審査請求人の令和元年の「合計所得金額」は、上場株式等の配当等の金額に相当する37万1143円であり、「控除合計」は47万3412円である。

したがって、所得割については、「合計所得金額」(37万1143円)を「控除合計」(47万3412円)が上回るため、課税標準額が0円となり、算出税額は0円となる。

これに対し、審査請求人には、同一生計配偶者及び扶養親族が存在しないことから、均等割が課税されないのは、令和元年に係る「合計所得金額」が35万円以下の場合である。

前記のとおり、審査請求人の令和元年に係る「合計所得金額」は37万1143円であり、35万円を上回るため、均等割が課税されない要件を満たしていない。

したがって、審査請求人に対し所得割を課さず、均等割として都民税の税額を1500円、個人区民税の税額を3500円、合計5000円とする課税を行う本件処分は、各根拠法令に従い適正に判断されており、違法な点は認められない。

2 本件処分の不当性

(1) 令和2年度納税通知書及びお知らせ書面の記載

処分庁から発出された令和2年度納税通知書には、「令和2年度特別区民税・都民税(住民税)のお知らせ」(以下「お知らせ書面」という。)と題する書面が同封されており、その2頁及び3頁に「納税通知書の見方」が記載されている。

しかし、「納税通知書の見方」には、均等割が課税されない場合の判定基準に係る記載はない。また、納税通知書の「摘要」欄の説明部分その他の記載においても、同欄に印字された「新規課税」の意味に関する説明がない。

そのため、令和2年度納税通知書及びお知らせ書面の記載を併せて見たとしても、審査請求人が主張するような誤解が生じる余地があることは否定できない。

(2) 本件処分の不当性の有無

ア 処分庁の対応について

確かに、審査請求人が主張するような誤解を生じさせないためには、納税通知書の記載ごとに説明を付すことが考えられる。

しかしながら、納税通知書及びお知らせ書面は郵送によって納税者に送付されるものであり、その紙幅に自ずと限りがあることから、すべての納税者に生じる多様な疑問を想定し、納税通知書の記載に対する説明をすべて網羅し尽くすことは、現実的ではない。

他方で、大田区のWEBページにおいて、課税されない場合の要件が掲載されており、また、処分庁も、疑問を呈して問合せをしてきた審査請求人に対し、均等割が非課税となる基準や納税通知書に印字された「新規課税」の意味・内容につき必要な説明をしている。

イ 審査請求人の動機について

審査請求人が本件審査請求を行った動機は、高額療養費支給申請に際し非課税だと思っていたところ、実際は課税対象であったことが判明したというものである。

確かに、住民税が非課税であれば、高額療養費制度により医療費の自己負担の上限額が一定額に制限されるという保護を受けることができる。他方で、本件のように合計所得金額が35万円をわずかに上回る場合には、高額療養費制度によるかかる保護を受けられず、結果として住民税非課税世帯との所得の差よりも多額の負担を余儀なくされることとなる場合がある。

しかし、高額療養費制度におけるかかる制度は、あくまでも住民税

非課税世帯を保護する趣旨に出たものであり、このようないわば逆転現象が生じてもやむを得ないものといえ、制度が予定しているものといえる。

したがって、審査請求人の動機を鑑みたとしても、本件処分に対する誤信を保護すべきであるともいえない。

ウ 小括

これらの事情に照らすと、本件処分が不当であるとはまではいうことができない。

3 手続について

審理員の審理手続については、第2の3(8)及び(9)記載のとおり、行政不服審査法の規定に従い、処分庁からの弁明書の提出及び口頭意見陳述がそれぞれ認められることから、その手続は適正なものと認められる。

4 結論

よって、本件処分については、取消原因となるべき違法又は不当な点は認められず、不服審査申立手続に違法又は不当な点も認められないので、審査庁は本件審査請求を棄却すべきである。

5 付言

(1) 「新規課税」の記載について

処分庁が発出する納税通知書の「摘要」欄に印字される「新規課税」の記載は、その意味内容について納税通知書自体にも同封のお知らせ書面にも説明がない。

そこで、「新規課税」という意味について検討すると、一般的な読み手からして、「新たに課税する」ということは理解できても、それが年度ごとにその年度初回の課税を意味すると理解することは必ずしも容易ではない。そのため、納税者に対して送付する納税通知書に「新規課税」なる印字を行うことの意義は、必ずしも明らかとはいえない。

(2) 「配当割」の記載について

また、配当収入がある場合には、まず配当収入を得る際にそこから一定額の都民税配当割が特別徴収される。そして、当該配当割は、その所得について確定申告することにより翌年度の特別区民税・都民税の所得割から控除されることになる。この際、配当割が多いか、又は所得割が少ないことにより控除することができなかつた額については、均等割による課税額に充当され、充当しきれなかつた額は還付されるという制度になっている。

本件において、審査請求人は、従前からこの方法による還付を受けていたことから、自身に特別区民税・都民税の均等割が課されていることを知らなかつた点に、審査請求人の誤解を生む1つの原因があつたものと考えられる。

しかし、納税通知書及びお知らせ書面の記載をみても、前記の配当割に関する還付の制度を読み取ることは、納税者にとって困難であると思われる。さらに、納税通知書の記載に関しても、納税通知書中央にある「所得控除額」欄と「該当事項」欄の間に、項目名のない2行の欄があり、そこに「配当割額」と印字されているところ、この「配当割額」の意味や取扱いについて、納税通知書やお知らせ書面の記載から理解することは困難であるといわざるを得ない。

納税通知書の紙幅に限界があること、お知らせ書面に納税者のすべての疑問を記載することができないことは前記のとおりであるが、納税通知書は、処分庁が賦課決定した内容が、正確にかつ適切に記載されなければならないことは、いうまでもなく当然のことである。

(3) 検討すべき改善について

したがって、「新規課税」の印字による記載に関しては、「新規課税」の意味内容の説明を付すこと、WEBページの「よくある質問」等で説

明を行うこと、及びそもそもかかる印字を行わないことなどの対応を検討すること、並びに「配当割額」の印字による記載に関しては、その意味内容の説明を付すことなどの対応を検討すること、その他納税通知書の記載をより正確に、かつ納税者にとってよりわかりやすく改善することを検討することが必要であると思料する。

以上

大田区行政不服審査会

会長 川 義 郎

委員 原 口 昌 之

委員 菅 沼 篤 志

地方税法及び地方税の臨時特例に関する法律の定め

1 地方税法の定め

本件に関する地方税法の定めは、次のとおりである。

1条2項

この法律中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用する。この場合においては、「道府県」、「道府県税」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」、「道府県知事」又は「道府県職員」とあるのは、それぞれ「都」、「都税」、「都民税」、「都たばこ税」、「都知事」又は「都職員」と、「市町村」、「市町村税」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」、「市町村長」又は「市町村職員」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区税」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」、「特別区長」又は「特別区職員」と読み替えるものとする。

23条1項

道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1号 均等割 均等の額により課する道府県民税をいう。

2号 所得割 所得により課する道府県民税をいう。

3号から12号まで (略)

13号 合計所得金額 第32条第8項及び第9項の規定による控除前の同条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

14号以下 (略)

24条の5第3項

道府県は、第295条第3項の規定により個人の市町村民税の均等割を課することができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべ

き個人の道府県民税の均等割を課することができない。

38 条

個人の均等割の標準税率は、1000 円とする。

292 条 1 項

市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 号 均等割 均等の額により課する市町村民税をいう。

2 号 所得割 所得により課する市町村民税をいう。

3 号から 12 号まで (略)

13 号 合計所得金額 第 3 1 3 条第 8 項及び第 9 項の規定による控除前の同条第 1 項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

14 号 (略)

295 条 3 項

市町村は、この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。

310 条

個人の均等割の標準税率は、3000 円とする。

附則 33 条の 2

1 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第 32 条第 1 項及び第 2 項並びに第 35 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として

政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第3号の規定により読み替えて適用される第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条第1項の規定は、適用しない。

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

1号 第23条第1項（第7号から第9号まで、第11号ロ、第12号及び第13号に係る部分に限る。）、第24条の5第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条第1項（第10号の2に係る部分に限る。）、第3項及び第10項、第37条、附則第4条第4項並びに附則第4条の2第4項の規定の適用については、第23条第1項第13号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第33条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

2号から6号まで （略）

4 （略）

5 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第313条第1項及び第2項並びに第314条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において

「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。) に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第7項第3号の規定により読み替えて適用される第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条第3項の規定は、適用しない。

6 (略)

7 第5項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

1号 第292条第1項(第7号から第9号まで、第11号ロ、第12号及び第13号に係る部分に限る。)、第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第3項、第314条の2第1項(第10号の2に係る部分に限る。)、第3項及び第10項、第314条の6、附則第4条第10項並びに附則第4条の2第10項の規定の適用については、第292条第1項第13号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

2号から6号まで (略)

8 (略)

2 地方税の臨時特例に関する法律の定め

地方税の臨時特例に関する法律は、次のとおりである。

(趣旨)

1条

この法律は、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)からの復

興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第2条に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人の道府県民税（個人の都民税を含む。以下同じ。）及び個人の市町村民税（個人の特別区民税を含む。以下同じ。）の均等割の標準税率について、地方税法（昭和25年法律第226号）の特例を定めるものとする。

(個人の道府県民税及び市町村民税の税率の特例)

2条

- 1 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、均等割の標準税率は、地方税法第38条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。
- 2 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、均等割の標準税率は、地方税法第310条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

大田区特別区税条例の定め

10条2項

法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。